

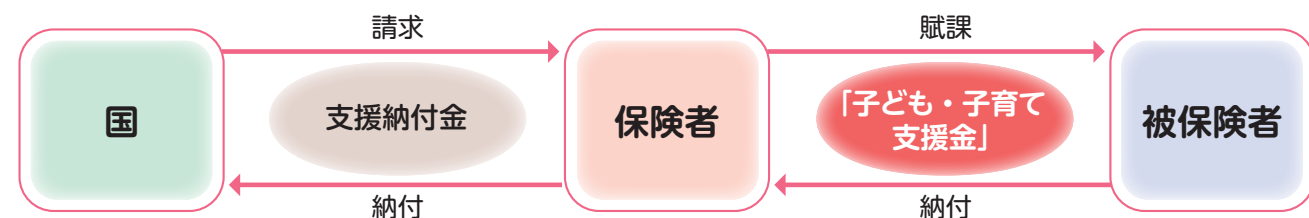
子ども・子育て支援金の保険料（令和8年度）

子ども・子育て支援金制度の運営のために、令和8年度から、保険料として子ども・子育て支援金（子ども分）のご負担をお願いすることとなりました。ご理解とご協力をお願いします。

※医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金制度について

国が少子化対策の強化として行う、こども未来戦略「加速化プラン」の財源の一部として、こどもや子育て世帯を全世代で支える新しい分かち合い・連帯を仕組みとする制度です。



- 保険者は「子ども・子育て支援金」の代行徴収のような位置づけになります。みなさまからお預かりした大切な支援金は「支援納付金」として国へ納付することになります。

子ども・子育て支援金の使われ方

—— 次の6つの事業に使われます ——

◆児童手当の拡充 （令和6年10月分から）

- 所得に関係なく、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生世代まで延長します。 など

◆妊婦のための支援給付 （令和7年度から制度化）

妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠している「こどもの人数×5万円」を支給します。

◆出生後休業支援給付 （令和7年度から実施）

「出生後休業支援給付」を創設し、こどもの出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

◆育児時短就業給付 （令和7年度から実施）

「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間で時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

◆こども誰でも通園制度 （令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施）

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用（こども1人当たり10時間／月）できる制度です。

※利用時間は、市区町村によって異なる場合があります。

◆育児期間中の国民年金保険料免除 （令和8年10月から実施）

国民年金の第1号被保険者を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。

お問合せ

子ども・子育て支援金については こども家庭庁コールセンター ☎0120-303-272
保険料については 福井県後期高齢者医療広域連合 ☎0776-54-6330

後期高齢者医療制度の保険料に関するご案内

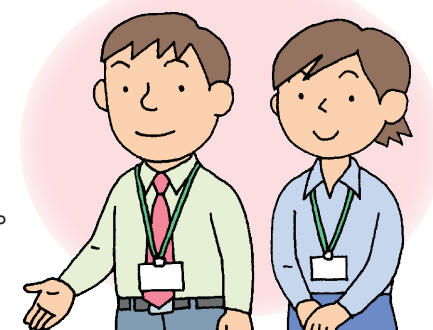
令和8・9年度の保険料率を改定しました

保険料率の改定

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、保険料率も2年ごとに見直すこととされています。

今回の保険料率改定により、医療分の所得割率は1.13%、被保険者均等割額は4,440円引き上げとなります。これは、医療費の増加に加え、物価上昇などの影響による診療報酬の引き上げや、現役世代の負担軽減のため高齢者負担率が12.67%から13.27%に引き上げられたことなどによるものです。そのほか、前回の改定で保険料率を据え置いたことも、今回の引き上げの要因のひとつです。

また、子ども・子育て支援金分（子ども分）として所得割率0.26%、均等割額1,300円が新たに賦課されることとなりました。



令和6・7年度の保険料率	
所得割率	9.7%
被保険者均等割額	49,700円

令和6・7年度の 一人当たり平均保険料額（年額）	
	81,587円

令和8年度の保険料率		
所得割率	医療分	10.83%
	子ども分	0.26%
被保険者均等割額	医療分	54,140円
	子ども分	1,300円

令和8年度の 一人当たり平均保険料額（年額）	
医療分	94,086円
子ども分	2,276円

※子ども分の保険料率は、令和10年度まで段階的に引き上げられます。

保険料賦課限度額の改定

国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。

令和7年度
80万円

令和8年度	
医療分	85万円
子ども分	2万1千円

福井県後期高齢者医療広域連合

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員同額の「均等割額」と、被保険者の所得に応じた「所得割額」を合わせた額となります。均等割額と所得割率は2年ごとに見直されます。



1人当たりの保険料

- 上限額（賦課限度額が決められています）

=

均等割額

被保険者全員が均等に負担

+

所得割額

所得に応じて負担
〔総所得金額等－基礎控除額〕×所得割率

年金収入だけの被保険者は、収入額が153万円以下の場合、所得割額は課されません。

基礎控除額は所得により次のように変わります。

被保険者本人の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

保険料には軽減措置があります

保険料には次の軽減措置があります。軽減にあたり、あらためて手続きをしていただく必要はありません。

① 均等割額の軽減措置

世帯の所得水準によって、保険料の均等割額が下記のとおり軽減されます。

※世帯主が75歳未満の場合も、軽減判定時は世帯主の所得が合算されます。

令和8年度改正

被保険者本人並びに世帯主及び同一世帯内の別の被保険者の、総所得金額等の合計額が次のいずれかの場合	軽減割合	(医療分) 軽減額	(子ども分) 軽減額
① 世帯の総所得金額等が43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数－1) 以下	(※) 7割	37,898円	910円
② 世帯の総所得金額等が43万円+ <<31万円×世帯に属する被保険者数+10万円×(給与・年金所得者等の数－1)>> 以下	5割	27,070円	650円
③ 世帯の総所得金額等が43万円+ <<57万円×世帯に属する被保険者数+10万円×(給与・年金所得者等の数－1)>> 以下	2割	10,828円	260円

(※) 令和8、9年度については、医療分のみ高齢者の医療の確保に関する法律第18条に基づく7割軽減に加え、国の交付金により、さらに0.2割の軽減を行います(軽減額38,981円)。

② 被扶養者だった人の軽減措置

後期高齢者医療制度の資格を得た日の前日に、職場の健康保険の被扶養者だった人の保険料は、右記のとおり軽減されます。

均等割額

資格取得後2年間5割軽減
(3年目以降は軽減なし)

所得割額

負担なし

① の軽減の対象となる人は、軽減割合が高い措置が適用されます。

● 制度にかかる医療費負担のしくみ

医療費

患者一部負担金	保険料	後期高齢者支援	公費負担
医療機関窓口での支払い分	約1割 被保険者負担12.67%→13.27%へ引き上げ	約4割 各医療保険(健康保険、国保等)の被保険者(0歳～74歳)からの支援金(現役世代の負担軽減)	約5割 国・県・市町

医療給付費

※現役世代の負担軽減のため、被保険者負担(高齢者負担率)が引き上げられました。

単身世帯の計算モデル

(1) 本人の年金収入80万円【合計所得0円】(※均等割7割軽減)

		令和7年度			令和8年度
本人	医療分	14,900円	>>	本人	医療分
	子ども分				子ども分
					15,100円
					300円

※令和8・9年度に限り、医療分のみ7割軽減に加え、国の交付金により、さらに0.2割軽減を行います。

(2) 本人の年金収入80万円 給与収入125万円【合計所得60万円】(均等割5割軽減)

		令和7年度			令和8年度
本人	医療分	41,300円	>>	本人	医療分
	子ども分				子ども分
					45,400円
					1,000円

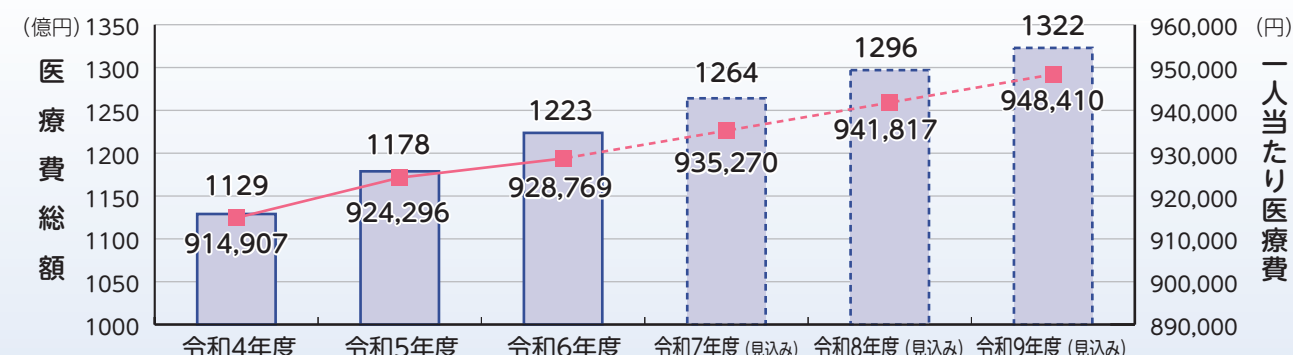
(3) 本人の年金収入250万円【合計所得140万円】(均等割軽減なし)

		令和7年度			令和8年度
本人	医療分	143,700円	>>	本人	医療分
	子ども分				子ども分
					159,100円
					3,800円

(4) 本人の年金収入250万円 給与収入300万円【合計所得200万円】(均等割軽減なし)

		令和7年度			令和8年度
本人	医療分	337,700円	>>	本人	医療分
	子ども分				子ども分
					375,700円
					9,000円

福井県後期高齢者医療広域連合の医療費の推移



※医療費総額、1人当たり医療費ともに増加が見込まれる